令和８年第９回
小坂町農業委員会会議録

令和８年８月４日（火）１４時００分役場会議室において招集した。

１．出席委員（９人）は次のとおりである。

１番　木　村　　功	２番　中　村　　仁	４番　安　保　清　栄
５番　中　村　修太郎	６番　宮　舘　秀　樹	７番　奈　良　延　浩
８番　阿　部　龍　平	９番　本　田　立　子	10番　亀　田　静　子

２．欠席委員（１人）は次のとおりである。

３番　小　舘　康　弘

３．本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	杉　原　隆　広
局長補佐	中　村　長　裕
事務局員	金　澤　佳　奈

４．本会の書記は次のとおりである。

事務局員	金　澤　佳　奈

５．議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

４番　安　保　清　栄　　５番　中　村　修太郎

６．会議に付した案件は次のとおりである。

日程第１	議案	第１４号	農地法第３条の規定による許可申請について
日程第２	協議	第　５号	令和８年度秋田県農業委員会大会における政策提案の検討について
		第　６号	令和８年度の内パトロールの実施について

（１４：００）

議　長（亀田）　それでは、定刻となりましたのでこれから令和８年第９回の総会を始めたいと思います。

事務局の出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局　３番小舘委員から欠席の連絡が来ております。従って、９名出席です。

議　長　只今の出席者は９名です。よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。４番、安保清栄委員、５番、中村修太郎委員の両名を指名いたします。

（１４：０２）

議　長　では、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は１ページのとおりです。

日程第１、議案第１４号について、事務局より説明をお願いします。

事務局　議案第１４号を説明いたします。
資料は２ページから１９ページです。３条による許可申請で、今月は２件の申請がありました。２件とも売買による所有権移転です。
１件目は、先月の総会で相続の届出があった万谷地区の農地です。地目は畑で面積は２，９９０㎡です。譲受人は群馬県在住の方で８２歳の建築業の方です。間に東京の不動産会社が入っていて、売買価格は家屋と合わせて１５０万円です。９ページから１１ページが譲渡人と不動産会社の売買契約書の写しです。この契約書の不動産表示されている土地について、２番に表示されている部分が農業委員会の許可が必要な部分となります。また、５番目に地目が畑で面積が９０５㎡の土地がありますが、こちらは相続が済んでいないため今回の申請には含まれておりません。この土地は代々相続登記がされていなくて、相続権のある方が多いため同意を得るのに時間を要しているとのことです。この土地について、現地を確認しましたが、原野化していて、農地として耕作するのは難しいと判断できる状況でした。そのことは相続人の方も確認しており､相続登記が終了したら非農地証明願いの申請を考えているとのことでした。１２ページから１５ページが不動産会社と購入者の契約書の写しです。この契約では相続登記がされていない畑以外の売買契約となっております。
購入者の家族構成ですが、契約者本人と奥さんと息子さん夫婦がいて、農地と一体で購入する家屋を別荘のような形で利用したいとの意向です｡農地の利用については、野菜を作付け予定とありますが、許可相当となった場合、購入予定者と管理方法等について話をしてみないとなんとも言えない所です。
２件目は濁川地区の田んぼです。資料は１６ページから２０ページです。１筆で面積は４００㎡です。昨年売り主の方はこの場所でソバを作付けしていました。今年もソバを作付けする予定でしたが、体調を崩してしまい、何も作付けしないで自己保全管理をしています。高齢で体調を崩したということで、今後の作付けについて無理をできないということで今回の売買となったということです。購入者は隣接地に自分で作付けしている田んぼがありますので、管理には適任者であると思われます。
以上で議案第１４号の説明を終了します。

議　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：０６）

再開します。
（１４：１２）

議案第１４号について質問等ありますか。

各委員　なしの声あり。

議　長　それでは、議案第１４号について、２件を許可相当として終了します。
（１４：１２）

議　長　次に、協議第５号について説明をお願いします。

事務局　協議第５号について説明します。
資料は２１ページから２４ページになります。
先月の総会で皆さんから出していただいた意見をまとめてみました。
１件目は消費税減税に対する対策強化についてです。この件については、特に中小規模農家に大きく関わる問題であり、離農に繋がる恐れもあることから提案するものです。最近の報道関係の情報を見てみると、消費税は来年４月から１％とし、農家や飲食業界が不利益にならないような仕組みを考えたいという内容ですが、具体的な案が示されていないため、現時点で不安が解消されていない状況であると言えます。
２件目は鳥獣被害対策の強化についてです。ここ数年の間にクマやイノシシの被害が大きくなってきています。春の山菜時期から農作物が収穫される秋まで気の抜けない状況が続いています。小坂町内ではこれまで幸いにも人身被害は発生していませんが、近隣の状況からして、いつ発生してもおかしくない状況だと思われます。個人で対策をしても限界があることから、昨年に引き続き提案をするものです。
３件目は、中小規模の農家に対する支援の強化についてです。近年の国や県の支援策は大規模法人へ手厚くなっていることから、農業を下支えしている中小規模農家への支援の強化を求めるものです。特に今年に入ってから中東情勢の悪化から資材不足や価格高騰といった問題が目に見えて出てきていて、いつになったら安定するのか見通しがきかない状態となっています。今後、中東情勢が安定しても現在の円安が続けば物価高騰は今後も続くと思われるため、このことも含めて中小規模農家へ支援を強化していただくため提案するものです。
もう一件、問題になっているメルコスールＥＰＡについて、提案できないか考えましたが、問題があまりにも広範囲に渡っていて大きすぎて、文章としてまとめることが難しかったため断念しました。
ＥＰＡを除いた３つの提案について、できるだけ皆さんから出していただいた意見を反映させたつもりですが、抜け落ちている部分もあるかもしれません。
事前に議案を配布していることから、一読いただいていると思いますので、今一度意見をお願いしたいと思います。本日出された追加や修正の意見を反映させて、小坂町農業委員会からの提案事項として提出したいと思います。
今後、段階的に協議を重ねて、１１月の農業委員大会で提案することとなりますが、どの程度採用されるかは不明です。また、提案事項として採用された場合も、文言に修正が入ることと思われます。
以上で協議第５号の説明を終了します。

議　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：１８）

議　長　再開します。
（１４：２８）

議　長　協議第５号について質問等ありますか。
各委員　なしの声あり。

議　長　それでは、協議第５号について終了します。
（１４：２８）

議　長　次に、協議第６号の説明をお願いします。

事務局　協議第６号について説明します。資料は２５ページから２８ページです。
令和８年度農地パトロールについてです。
農業に限らず熱中症によるリスクを避ける必要があるため、夏場の外での作業について、柔軟な対応が求められています。農地パトロールについても、従来は８月に行うこととしておりましたが、町の要領を改訂し、７月から９月を実施時期とさせていただきました。
この要領に基づき、今年の農地パトロールの実施日と実施場所を決めていただきたいと思います。
事務局案としては、先日の臨時総会の場でも若干触れましたが、９月７日（月）の定例総会終了後に行えればいいのかなと考えております。場所については具体的な案は今のところないです。
以上、協議第６号について説明を終了します。

議　長　ここで、暫時休憩します。
（１４：３０）

再開します。
（１４：４０）

協議、第６号について質問等ありますか。

なしの声あり。

それでは、協議第６号について終了します。
（１４：４０）

これで本日の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第９回総会を終了します。ありがとうございました。
（１４：４０）

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長　亀田　静子

署　名　委　員　安保　清栄

署　名　委　員　中村　修太郎